The conference of Tohma

とうまの議会

2014.11
第162号

発行：当麻町議会　北海道上川郡当麻町３条東2丁目１１番1号　TEL（0166）84－2111

第9回とうま新米・新そばまつり（10月5日）

今号の目次

町政を問う（一般質問）……P 2
議案の審議……P 7
地方の声を国政の場へ（意見書）……P 9
平成 25 年度決算審査……P11
第３回臨時会……P13
議会のうごき……P14
議案審議の結果……P15
議案の採決結果……P17
委員会活動……P17

平成26年
第３回定例会

平成26年第３回定例町議会は、９月11日に招集され、会期８日間で開かれました。

初日は、町長の行政報告、５議員からの一般質問につづき、専決処分の承認、人権擁護委員候補者の推薦、教育委員会委員の任命、功労表彰、条例の一部改正、規約の変更、水道事業会計資本剰余金の処分、一般会計補正予算など計12件が審議されました。

また、平成25年度当麻町一般会計ほか５特別会計及び水道事業会計決算並びに上川中部消防組合一般会計（当麻支署）決算については、決算審査特別委員会を設置し付託しました。

最終日（18日）は、決算審査特別委員会の審査結果報告、当麻町議会委員会条例の一部改正、意見書４件などを審議しました。

なお、今号では第３回臨時会（８月６日開催）についてもお知らせします。

〔議案審議結果は15・16ページをご覧ください〕

ここが聞きたい
町政を問う

第３回定例会において、山下、善光、福山、加藤、前田の５議員が一般質問を行い、町長と教育長の考えを尋ねました。

（要旨にて掲載）

Q&A

Q 当麻消防署跡地に 学童施設等の建設を

A 現状のままで運営

山　下　議　員

問　学童保育はスポーツセンターで実施しているが、通所の道のりには危険な箇所や防犯上も不安があり、特に冬季においては道幅が狭くなり心配です。

また、交流センター「輝き」を利用する高齢者から「2階に上がるのが大変」との声もあります。

そこで、現在の消防庁舎跡地に町産材を活用した学童保育施設と市街地区に居住する高齢者が気軽に集まり、子ども達とふれ合える複合的な施設の建設の考えはないか伺います。

答　町　長

学童保育センターは、スポーツセンターアリーナ・剣道場、プール、図書館などの施設が同一敷地にあり、安全で大変利用しやすい位置環境となっています。

仮に移転した場合、スポーツセンター等の利用にかかる移動時間が発生し、現行より活動時間の短縮などが想定され、現状のままで運営したいと考えています。

高齢者の「輝き」利用については、今後、空き家等の活用により活動場所の確保を検討します。

菊　川　町　長

問　スポーツセンターでの学童保育事業は、所管の管轄が違い、目的外使用ではないか。

また、冬期間の通所や防犯上の点でも不安であり、このままスポーツセンターを利用するのであれば、通所のコースを違うコースに設けてはどうか。

答　町　長

公共施設は有効に使うのが今の時代であり、目的外利用には当たりません。

また、、町のメインストリートの4条道路が危険だというのであれば、通学路にもなっているので、その危険な箇所を直していくべきだと思っております。

学童保育通所の様子

問　今、学童保育が行われている部屋には、健康増進器具が多数あったように記憶をしているが、今はどうなっているのか。

答　町　長

当時、器具を有効に使ってほしいというPRもしましたが、利用が少なかった状況でありました。

町民があの器具を使って、健康増進に必要だという考えが強いのであれば、別に考えていきたいと思います。

Q 空き家・空き地の解決策を

問　空き家の解体が進まない理由に、多額の費用が必要となることや更地にした場合の固定資産は解体前と比べ3から6倍の課税となります。

空き地の解消は、新しい所有者による住宅建設の期待や、今後増えることが想定される危険家屋の解消にも繋がると考えられることから、更地にした土地について固定資産の減免や減額措置などを期限付きで取り組んではどうか。

A 国の動向を踏まえ総合的に検討

答 町長

国においては、空き家の撤去が進まない原因として税負担の問題を挙げており、自主的に更地にした場合の固定資産税軽減特例措置の一定期間継続を検討しております。

町としては、倒壊の危険性や景観を損なう恐れのある空き家の増加防止のため、国の動向を踏まえ空き家対策を総合的に検討したいと思います。

Q 新たな宅造計画は

A 28年度中に分議開始を依頼

善光議員

問 当麻町土地開発公社で分譲中のニュータウンとうまの販売が順調に推移しており、残り10数区画となっています。

これは、町による町産材活用促進事業等の施策が後押しとなっている結果であり、このペースで進めば1・2年で完売すると思われます。

人口減少社会を迎えている今、当町のまちづくりにとっても定住対策は重要な課題の一つであると考えます。

町として、次の新たな宅造計画について、どのように考えているか伺います。

答 町長

土地開発公社の分譲地「ニュータウンとうま」第1期から第4期については、順調に分譲が進み、総区画数161区画のうち、現在の残区画数は12区画となっております。

定住に関する相談や依頼に応えるため、分譲地を提供することは、定住化対策において、大変重要なことと捉えており、子育て環境の整備を進めるなど、本町に「住んでみたい」「住み続けたい」と思えるような居住環境の向上に努めてまいりました。

宅地造成計画については、本年度中に造成場所を選定し、平成28年度中に宅地分譲が開始できる体制を整えてもらうよう土地開発公社へ依頼してまいります。

ニュータウンとうま

町政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう

- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は12月です。お気軽においでください。

Q 「まとまーる」の残響補強とピアノの更新を

A ホールは現状のまま利用　ピアノの更新は検討

福山議員

問　「まとまーる」のホールの残響時間は、当初の基本設計で計画されていた時間と比べ、合唱や器楽のコンサートなどでは残響に乏しく、音が固く聞こえ音の広がりが感じられません。

　客席の壁面などに簡単な可変式反響版を設置するなど補強策を講じる必要があるのではないか。

　また、現在ホールに設置されているグランドピアノは一般的に練習用に用いられているもので、今後のコンサートなどの実施を視野に中ホール用の機種に更新すべきではないか伺います。

答　教育長

　「まとまーる」のホールは設計段階においても多目的に使用できるホールとして検討委員会の了解は得ております。ホールの一層の改善をとのことですが、現状のままでの利用を考えています。

　また、グランドピアノの更新ですが、旧文化センターで長年使用していたもので、今後、演奏会などでピアノを多く利用されることが予想されますので、総合計画において検討してまいります。

鎌谷教育長

Q 電気料金再値上げ、高齢者への負担軽減は

A 冬の生活支援として検討

加藤議員

問　北電の電気料金再値上げにより、町では今年度、どの程度の負担増になるのか。

　また、高齢者世帯等を対象とした手立ての考えはないのか伺います。

答　町　長

　今年度の町有施設の電気料金については、約400万円の負担増になると試算しております。

　電気料金値上げに伴う単独の助成ではなく、今後、灯油の市場価格の状況をみながら、冬の生活支援事業として検討していく考えです。

大平まゆみコンサート

Q 住宅リフォームに助成を

問 個人住宅をリフォームする際、費用の10％（上限20万円）を商工会の商品券で助成、対象工事は町内の施工業者に発注を限定することで、経済的波及効果がある。

地元業者の仕事おこし、雇用の拡大のための制度を創設してはどうか。

A 現行の制度で対応

答 町長

住宅リフォームに対する助成については、現在「当麻町住宅、建築物耐震改修促進費補助事業」があり、耐震改修費で最大30万円、耐震改修に伴うリフォーム最大50万円の補助制度となっており、この他に介護保険制度による住宅改修費の助成制度もあることから、新たな助成制度の創設は考えておりません。

Q 災害危険箇所への対応は

A 災害の未然防止に努める

前田議員

問 台風、大雨、土砂崩れと異常気象による災害が各地で続いているが、当町でも本年8月5日の豪雨により町道の法面が崩壊し、一時通行止めとなる災害が発生している。

当町において大雨の影響による災害を想定すると、牛朱別川及び当麻川水系等で、特に水防上警戒を要する区域（箇所）があり、また、急斜面地で地すべり、がけ崩れ等の警戒を要する区域もあると思うが、これらについてどう対応していくか伺います。

答 町長

当麻町地域防災計画では、水防危険区域として、石狩川上流の大部分と牛朱別川流域の一部を、地すべり危険区域、急傾斜地崩落危険区域では、開明、緑郷、東地域の沢地帯の一部を指定しております。

水防上警戒が必要な区域に対する対応ですが、町内の河川については、北海道が管理する河川もあり、今後とも、道に対し未改修区間の早期実施と維持補修費用の予算確保について強く要望してまいります。

8月5日の災害

また、町が管理する河川についても、土砂の撤去等河川環境の整備に努めることにより災害の未然防止を図ってまいります。

北海道では、土砂災害危険箇所について基礎調査を順次実施しており、本年度は本町の1箇所が基礎調査の対象になったところです。

基礎調査の結果により、土砂災害警戒区域に指定された場合には、対象となる区域の町民に対して個別に説明を行い対応してまいります。

問 当麻川の改修工事は、現在どのような状況なのか。

答 建設水道課長

当麻川の下流から改修が進んでおり、今年度は牛朱別川との合流地点まで進む予定です。

問 当麻川、ポン牛朱別川等、比較的小さめの川の橋台、橋脚の下部の確認・総点検はどうなっているのか。

答 建設水道課長

橋の長寿命化計画を立て、下部も点検しています。

さらに、5年に1度見直しということで、橋脚を含めた土台の部分まで点検をしていくよう考えたいと思います。

同意

教育委員会委員の任命

平成26年9月30日で任期満了となります西川典子氏（4条西3丁目）を引き続き委員に選任することに同意しました。

西川典子氏

功労表彰

当麻町表彰条例に基づき、今年度の功労表彰は、池沢和義氏（開明1区）と土橋章一氏（4条西3丁目）の2人を表彰することに同意しました。

池沢氏は、本町農業の振興発展に、土橋氏は、本町地域福祉の向上にご尽力いただき、貢献されたことにより表彰されます。

なお、ご功績については『我が郷土』11月号で紹介されていますので、省略します。

推せん

人権擁護委員候補者の推薦

平成26年12月31日で任期満了となります高谷博之氏の後任に、安藤よしひこ氏（3条西3丁目）を人権擁護委員に推薦することに適任として答申しました。

安藤よしひこ氏

条例

当麻町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議員定数を12人から10人としたことに伴い、平成27年5月1日より、総務文教、産業福祉の各常任委員会の定数を6人から5人に、資格審査及び懲罰の各特別委員会の定数を6人から5人に改めました。

当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本町の財政状況が厳しい状況にあったことなどから、それぞれの給与・報酬について抑制措置を実施していましたが、様々な行財政改革の取組みにより安定した財政状況となったことから、抑制措置を終了し、改正するものです。

この改正により、平成27年4月1日から、町長の給料月額は75万円に、副町長は59万5千円に、教育長は56万5千円となります。

また、議員報酬は、議長が月額25万円、副議長は19万5千円、常任委員長・議会運営委員長は18万円、議員は17万円となります。

当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の改正に伴い、上場株式等に係る配当処分等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正など、所要の整備を行いました。

規約

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

組合へ「根室北部廃棄物処理広域連合」が新たに加入することに伴い、総務大臣の許可を得るために、あらかじめ組合組織団体の議会の議決が必要なため、変更するものです。

処分

平成25年度当麻町水道事業会計資本剰余金の処分について

地方公営企業法の規定に基づき議会の議決を得るもので、平成26年度からみなし償却制度が廃止となり、すべての償却資産が減価償却の対象となったことから、みな

し償却制度を適用していた受贈財産の一部が使用不能の状態にあるため、受贈財産を源泉とする資本剰余金を処分しました。

用語解説

みなし償却制度とは…

国からの補助金など、地方公営企業の外部から資金を受けて固定資産を取得した場合は、その取得価格から補助金などの金額を差し引いた額を帳簿価格とみなして減価償却ができる制度です。

補助金などの外部からの資金部分は減価償却されないため、実際には使用していなかったり、耐用年数が経過している場合でも固定資産や資本として残るため、帳簿に載っている額と実際の資産価値とは異なります。

専決処分

平成26年度当麻町一般会計補正予算（第6号）

現行の予算に561万円を追加し、予算の総額を52億1，296万1千円としました。

◎補正の主な内容

8月4日から5日にかけての大雨により、法面の土砂が流失し、伊香牛2号道路が通行できなかったことに伴い、応急的に開通するための修繕費と本格復旧のための測量設計委託料を増額しました。

土砂災害の応急修繕

補正予算

平成26年度当麻町一般会計補正予算（第7号）

現行の予算に525万1千円を追加し、予算の総額を52億1，821万2千円としました。

◎補正の主な内容

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種と乳児用の水痘予防接種が定期接種化されたため増額。農地法の改正により農地台帳システム整備のため増額。田んぼの学校基盤整備工事で、今年度中の工事完了が見込めず工期を来年の6月までとするため、債務負担行為の設定を行うとともに減額補正しました。

地方債では、製材加工機械導入事業と1条道路交通安全施設整備事業を変更しました。

報告

平成25年度当麻町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告されました。

健全化判断比率の実質赤字比率は、一般会計の平成25年度実質収支額が1億5，976万5千円の黒字となり、実質赤字比率はありません。

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計の実質収支額と公営企業の水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足・剰余額の合計で黒字となり、連結実質赤字比率はありません。

実質公債費比率は、平成23年度から25年度までの3カ年平均6・9％で、将来負担比率は、3・5％です。

資金不足比率は、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに資金剰余額があり、資金不足比率はありません。

それぞれの指標は、健全であることを示しています。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会から平成25年度の事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書が提出されました。

意見書　地方の声を 国政の場へ

第３回定例会で意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。なお、内容は次のとおりです。

集団的自衛権の行使容認に反対し、立法作業の中止を求める意見書

集団的自衛権について、これまで歴代政権は、憲法第９条で許される自衛権の行使は「我が国を防衛するために必要最小限の範囲」とし「集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるところで、憲法上許されない」との見解を示していました。

ところが安倍政権は、国民大多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使容認を柱とした憲法解釈を閣議決定し、関連法案の立法作業を進めようとしています。

しかしこれは、戦後日本が憲法を中心に戦争をしない国づくりを行ってきたことから全く逆の方向に転換することです。

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更は、憲法第９条の規定と乖離し、憲法を改正しなければその整合性は解消されるものではありません。

憲法の考え方が一内閣の解釈変更によって大きく変わることは、憲法の最高法規としての権威を失わせ、政府への国民の信頼、ひいては国際的な信頼をも失うものになります。

ひとたび集団的自衛権の行使を認めてしまえば、仮に必要最小限であっても「海外での武力行使はできない」とする憲法第９条の歯止めは効かなくなり、自衛とは無関係に他国が引き起こす紛争に加担することとなり、行使の範囲は無制限に広がる危険性があります。

よって、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対し、関係法案の立法作業を中止することを強く要望する。

電気料金再値上げに反対する意見書

先般、北海道電力株式会社においては、火力発電への代替に伴う燃料費の増加等を理由として、一般家庭や商店などの小口利用者向けの「規制部門電気料金」について平均17.03%の値上げを許可申請するとともに、認可の必要がない企業向けの「自由化部門電気料金」についても平均22.61%値上げを行うことを表明しました。

中小・小規模企業や地域住民は、これまでも国や北海道電力株式会社の要請に応じ、まさに身を削りながら節電に取り組んで来ております。

北海道経済は未だに景気回復の実感に乏しく、厳しい状況が続いている折、基幹産業の農業を始め、中小・小規模企業及び公共施設等の運営、管理についても、昨年９月に続き電気料金が再値上げされることになれば、大打撃となり、ひいては町民生活に大きな影響を及ぼすことは必至であります。

価格転嫁能力や節電手段に乏しい中小、小規模企業が事業活動を継続していくために「電気料金再値上げの回避若しくは抑制」が不可欠であります。

よって、政府においては、電気料金の再値上げについて、北海道電力株式会社に対し、全社をあげた最大限の経営効率化と徹底した経費の削減などを求め、電気料金の再値上げについては回避若しくは極力抑制されるよう積極的に働きかけを行うこと。

また、価格転嫁能力や節電手段に乏しい中小・小規模企業に対し、利用可能な節電メニューの新設や省電力設備導入に係る助成制度の創生などを講じることを強く要望します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の２倍以上の約６割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であるため、国に要望する。

（要請項目については省略しています）

「手話言語法」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。

手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えるため、国に要望する。

（要請項目については省略しています）

平成25年度 決算審査から

総 額　78億8,165万円

田澤委員長

平成25年度当麻町一般会計ほか５特別会計及び水道事業会計と、上川中部消防組合一般会計（当麻支署）の決算は、議長と監査委員を除く全員で構成の『決算審査特別委員会（田澤委員長・澤田副委員長）』を設置し審議しました。

審査の結果、各会計決算については、認定すべきものと決定しました。

各会計 歳入・歳出 決算額

一般会計

歳入	金額	歳出	金額
地方交付税	24億1,497万4,000円	教育費	11億2,935万5,736円
町債	12億4,518万円	総務費	11億1,810万9,433円
町税	5億7,146万9,363円	民生費	9億94万1,751円
国庫支出金	4億7,007万1,951円	土木費	6億3,102万5,475円
道支出金	3億7,269万9,432円	公債費	4億9,232万548円
繰越金	1億2,136万3,164円	諸支出金	2億9,594万5,035円
その他	5億3,824万8,981円	その他	9億9,296万4,164円
合計	57億3,400万6,891円	合計	55億6,066万2,142円

国保特別会計

歳入	会計	歳出
10億565万8,864円	事業勘定	9億7,395万8,270円
1億1,550万2,237円	医科診療施設勘定	1億1,515万6,719円
1億363万8,902円	後期高齢者医療特別会計	1億349万2,502円
8億7,524万2,949円	介護保険特別会計	8億6,967万3,351円
1億4,603万9,952円	公共下水道事業特別会計	1億4,597万7,100円

事業会計

総収益	会計	総費用
1億1,995万9,026円	水道会計	1億1,273万8,310円

質疑

一般会計 歳出

総務費関係

問 加藤委員
まちづくり寄付管理事業について、寄付の金額は6割強が実収益と見て間違いないか。また、報償内容を簡単に伺いたい。

答 総務企画課長
まちづくり寄付金のPRとお礼を兼ねて、でんすけすいか、今摺米、トマトジュース、バラ等をふるさと便として送っています。

大雪のバラ

でんすけすいかは、申し込みのあった年度に出荷が終わり送れない分があり、支出の方で翌年に送る部分も出てきますので、実収益は半分くらいと思っています。

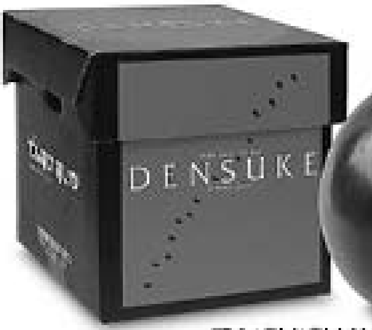

でんすけすいか

衛生費関係

問 福山委員
各種検診率が大変低い数字ですが、受診率向上のための考えを伺いたい。

答 健康福祉課長
管内を見ても決して低い方ではありませんが、申込書で非常に分かりづらい部分もありますので、分かりやすいような説明、申し込みやすいようなPR等をしていきたいと考えています。

農林業費関係

問 福山委員
もみ殻のバイオマスとしての活用について、将来的に何か考えがあるか伺いたい。

答 農林課長
もみ殻の燃焼エネルギーとしてのストーブを始め、バラ栽培ハウス等への温熱の供給など、結果はまだ分かりませんが、現在、調査・研究をしていただいているところです。

商工費関係

問 加藤委員
鍾乳洞入口歩道の植樹桝に木が植えられていないところがあるが、25年度で何故やらなかったのか、来年度予算で検討願いたい。

答 総務企画課長
いろいろと調査をしながら、理事者等とも協議をしたいと思います。

鍾乳洞への道路

総括質疑 8会計

問 山下委員
一般会計と特別会計を合わ

せると、大きい収入未済額が残っている。
収納にどのような努力をしているのか伺いたい。

答 町長
毎年、職員で徴収チームを作って作業をしていますが、上川広域滞納整理機構と十分連携を組みながら徴収に努めてまいります。

用語解説

上川広域滞納整理機構とは

上川総合振興局管内の9町（鷹栖、東神楽、当麻、比布、愛別、上川、東川、美瑛、美深）と大雪地区広域連合で構成し、町等が単独で処理することが困難な滞納事案を引き受け、地方税等の滞納整理を専門に行う一部事務組合です。
納税に応じない方や滞納額が高額な方等を対象に、町等に代わり差押え・公売等の強制的な滞納整理を専門に行います。

問 山下委員
給食費の未納について対応を伺いたい。

答 教育長
定期的に電話で催促をし、人によっては分割の相談をするなど業務を続けていますが、引き続き努力してまいります。

平成26年（8月6日開催）第3回臨時会

財産の取得2件と補正予算2件の計4件について審議しました。
（審議結果は15ページをご覧下さい）

取得

財産の取得について（公営住宅）

公営住宅ニュータウン団地の買取事業で、8月1日に公営住宅とうまグループ（西森建設㈱、石川建設㈱、㈱平野組、㈱アイエイ研究所）と2億4，549万9，000円で仮協定書を締結し、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、本協定を締結します。
取得する公営住宅は、木造2階建て1棟4戸を4棟、合計16戸で、建物を含め敷地全体が整備された後、買い取ります。
事業期間は平成27年1月31日までです。

公営住宅ニュータウン団地

財産の取得について（土地）

田んぼの学校整備用地として、「まとまーる」に隣接する1万9，376・31㎡の土地を取得するもので、議会の議決後、契約を締結するものです。
取得価格は968万8，155円で、本契約締結後、所有権移転の手続きをし、田んぼの学校造成工事及び農舎の建設工事を実施します。

田んぼの学校造成予定地

補正予算

平成26年度当麻町一般会計補正予算（第5号）

現行の予算に2，000万円を追加し、予算の総額を52億735万1千円としました。

◎補正の主な内容

田んぼの学校整備事業で農舎の浄化装置とバイオトイレの設置費用を増額。農地に埋設されている水道管移設費用を増額しました。

質疑

問 山下議員

田んぼの学校で、農舎は建設されますが、造成工事の工程はどのようになっているのか伺いたい。

答 農林課長

田んぼの造成工事については、ここ最近、重機、ブルドーザー、オペレーターの確保が非常に厳しく、年度内の工事完了が非常に難しい状況にあります。

来春に水稲作付けするため、工期を来年の5月ぐらいまで延ばした中で対応していく予定です。

平成26年度当麻町水道事業会計補正予算（第2号）

現行の資本的収支の総額に450万円を追加し、資本的収入を1億1，151万円、資本的支出を1億4，233万9千円としました。

◎補正の主な内容

田んぼの学校整備事業に伴い、配水管移設費用を増額しました。

議会のうごき

8月12日▼11月10日

8月

16日 万灯会法要（副議長）

22日 議会広報研修会（議会報編集委員・局長⇩札幌市）
上川中央部市・町議会議長会定例会議（議長⇩東神楽町）

26日 当麻町カントリーエレベーター利用協議会定期総会並びにカントリー操業安全祈願祭（副議長）

29日 上川中央部町議会事務局長会議（局長⇩比布町）

9月

1日 総務文教常任委員会

2日 産業福祉常任委員会

5日 議会運営委員会

8日 田んぼの学校整備事業プレスリリース（正副議長・各委員長）

10日 忠魂祭典

11日〜18日 第3回定例会

11日 決算審査特別委員会

12日 全町敬老会

議会運営委員会
公民館林野庁長官賞受賞
森林組合製材加工機械完成合同祝賀会

14日 当麻柏陽園敬老会（議長・産業福祉副委員長）

16日 決算審査特別委員会
全員協議会

18日 産業福祉常任委員会
議会運営委員会
ファミリーガーデン造成地視察

22日 議会報編集特別委員会
全員協議会

10月

- 29日 上川町村議会事務局長前期研修会（局長⇩旭川市）

10月

- 5日 第9回とうま新米・新そばまつり

- 6日～7日 町村議会事務研究会（局長⇩札幌市）
- 9日 議会報編集特別委員会
- 11日 未来につなぐ町民植樹祭

- 17日 交通安全町民集会「演芸の夕べ」
- 19日～21日 東京当麻会の集い・木造庁舎視察（正副議長・各委員長⇩東京都・岩手県住田町）
- 22日 老人クラブ連合会創立50周年記念式典（議長）
- 22日～23日 上川管内町村議会議長研修会（議長⇩東神楽町）
- 24日 議会報編集特別委員会
  産業福祉常任委員会
  産業福祉常任委員と森林組合役員との懇談会
- 27日 上川中央部5町議会議員研修会
- 28日 上川管内町村議会議員研修会（鷹栖町）
- 30日 上川町村議会事務局職員研修会（係長⇩東神楽町）
- 31日 議会報編集特別委員会
  総務文教常任委員会

11月

- 3日 当麻町生涯学習フェスティバル
- 4日 功労表彰式並びに祝賀会
- 10日 新規担い手就農者を祝う会（議長・産業福祉委員長）

議案審議の結果

第３回　臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案 第51号	財産の取得について（公営住宅）	原案可決	8月6日
議案 第52号	財産の取得について（土地）	原案可決	
議案 第53号	平成26年度当麻町一般会計補正予算（第５号）	原案可決	
議案 第54号	平成26年度当麻町水道事業会計補正予算（第２号）	原案可決	

議案審議の結果

第３回　定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
承　認 第５号	専決処分の承認を求めることについて	承　認	９月11日
諮　問 第１号	人権擁護委員候補者の推薦について	適　任	
同　意 第１号	当麻町教育委員会委員の任命について	同　意	
同　意 第２号	功労表彰について	同　意	
議　案 第55号 議　案 第56号 議　案 第57号 議　案 第58号	当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 当麻町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 当麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議　案 第59号	当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議　案 第60号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	原案可決	
議　案 第61号	平成25年度当麻町水道事業会計資本剰余金の処分について	原案可決	
議　案 第62号	平成26年度当麻町一般会計補正予算（第７号）	原案可決	
報　告 第４号	平成25年度当麻町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	報　告	
認　定 第１号 認　定 第２号 認　定 第３号 認　定 第４号 認　定 第５号 認　定 第６号 認　定 第７号 認　定 第８号	平成25年度当麻町一般会計決算認定について 平成25年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算認定について 平成25年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）決算認定について 平成25年度当麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について 平成25年度当麻町介護保険特別会計決算認定について 平成25年度当麻町公共下水道事業特別会計決算認定について 平成25年度当麻町水道事業会計決算認定について 平成25年度上川中部消防組合一般会計（当麻支署）決算認定について 〔決算審査特別委員会付託（８件）〕	認　定	９月18日
発　議 第３号	当麻町議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決	
意見案 第５号	集団的自衛権の行使容認に反対し、立法作業の中止を求める意見書の提出について	原案可決	
意見案 第６号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について	原案可決	
意見案 第７号	「手話言語法」の制定を求める意見書の提出について	原案可決	
意見案 第８号	電気料金再値上げに反対する意見書の提出について	原案可決	
	議員の派遣について	承　認	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承　認	

議案の採決結果

	福山議員	山下議員	田澤議員	長瀬議員	善光議員	成田議員	前田議員	澤田議員	加藤議員	中澤副議長	大川議長
議案 第51号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	―
議案 第52号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第53号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第54号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
承認 第５号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
諮問 第１号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
同意 第１号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
同意 第２号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第55号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第56号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第57号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第58号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第59号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第60号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第61号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
議案 第62号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
認定 第１号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
認定 第２号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
認定 第３号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
認定 第４号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
認定 第５号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
認定 第６号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
認定 第７号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
認定 第８号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
発議 第３号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
意見案 第５号	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	―
意見案 第６号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
意見案 第７号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
意見案 第８号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―

○＝賛成　×＝反対　欠＝欠席　　ただし、議長は職務上、採決に参加していません。　（議席順）

委員会活動

各委員会の活動についてお知らせいたします。

総務文教常任委員会

9月1日

○功労表彰
○当麻町教育委員会委員の任命
○人権擁護委員の推薦
○当麻町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価
○当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
○当麻町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
○当麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
○当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

○太陽光発電に係る用地貸付
○人事院給与勧告の概要
○専決処分（災害復旧）
○道路災害
○水道事業会計資本剰余金の処分
○当麻町国民健康保険税条例の一部改正
○1月に発生したヘルシーシャトー侵入事件の対応
○陳情書・意見書

10月31日

○クルミナのさんぽみち
○当麻町総合計画

産業福祉常任委員会

9月2日

○功労表彰
○当麻町教育委員会委員の任命
○人権擁護委員の推薦
○農作物の生育及び出荷状況
○農地中間管理機構の概要
○田んぼの学校
○当麻町国民健康保険税条例の一部改正
○1月に発生したヘルシーシャトー侵入事件の対応
○道路災害
○水道事業会計資本剰余金の処分
○建設工事の進度状況
○当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
○当麻町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
○当麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
○当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
○太陽光発電に係る用地貸付
○人事院給与勧告の概要
○専決処分（災害復旧）
○陳情書・意見書

9月16日

○意見書

10月24日

○精米施設新設事業
○田んぼの学校ハウス建設

議会運営委員会

9月5日

○第3回定例会の運営
○特別委員会の設置
○委員会条例の一部改正
○意見書の提出
○議員の派遣
○閉会中の所管事務調査の申し出
○会期及び日程

9月16日

○第3回定例会の運営

あとがき

今年は台風、大雨、土砂崩れと、異常気象による災害が日本列島の各地で続いています。

8月20日深夜から未明に掛けて記録的な豪雨に見舞われ、広島市北部の安佐北区と安佐南区の複数の箇所で、大規模な土砂崩れが発生し、多数の犠牲者と甚大な被害をもたらしました。また、長野・岐阜両県にまたがる御嶽山の噴火で、多数の方々が犠牲になり、いまも行方不明の方もおられます。

被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

今回の議会報は、第3回定例町議会を中心に編集しています。

本定例会は、9月11日に召集され、会期8日間で開かれ、町長の行政報告・一般質問につづき、当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例・平成26年度一般会計補正予算などを審議しました。

平成25年度の一般会計決算など8会計決算については、決算審査特別委員会で審議を行い認定するものと決しました。

議会報は、住民と議会を結ぶパイプとして重要な役割をもっています。町議会の様子をわかりやすくお伝えしていきたいと思いますので、ぜひお手にとってご覧ください。

（前田）

委員長　善光英治
副委員長　前田滋
委員　成田治
〃　澤田なぎさ
〃　山下勝博

とうまの議会　第162号
平成26年11月10日
■発行　当麻町議会
■編集　議会報編集特別委員会
北海道上川郡当麻町３条東２丁目11番１号
〒078-1393　☎（0166）84-2111